



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十五年自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等（総務局総合防災部防災対策課）……………一
- 平成二十五年東京都告示第四百七十八号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部改正（主税局徴収部徴収指導課）……………三
- 地籍調査事業計画の策定（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………三
- 建築基準法による道路位置の指定（三件）……………四
- 建築基準法による道路位置の指定（三件）……………四
- 建築基準法による道路位置の指定の変更（二件）……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………五
- 善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……………五
- 保安林の指定予定（三件）……………八
- 一般国道の供用開始……………八
- 平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部改正……………九

- 平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部改正……………二

告示（選）

- 参議院（東京都選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間……………二
- 参議院（東京都選出）議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間……………二
- 規程（下水）……………二
- 東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程……………二
- 特定非営利活動法人の仮認定……………二
- 公募による所有地の売却……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- 参議院（東京都選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………三
- 参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長事務を行う場所……………三
- 参議院議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………三

公 告

- 東京都告示第九百四十五号……………二
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条及び第百八十条の規定に基づき、平成二十五年自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所……………二

告 示

- 東京都告示第九百四十五号……………二
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条及び第百八十条の規定に基づき、平成二十五年自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所……………二

等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 募集種目

- (一) 自衛官候補生（男子及び女子）
- (二) 一般曹候補生（男子及び女子）
- ※ 入隊と同時に二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。
- (三) 航空学生（男子及び女子）
- ※ 入隊と同時に二等海士又は二等空士として採用される。
- 二 応募資格
- (一) 自衛官候補生及び一般曹候補生
- 十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者
- (二) 航空学生
- 高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）
- で二十一歳未満の日本国籍を有するもの
- 三 受付期間
- (一) 自衛官候補生
- ア 男子
- (ア) 九月に実施する試験は、平成二十五年八月一日（木曜日）から同年九月十三日（金曜日）まで
- (イ) 十月に実施する試験は、平成二十五年九月二十日（木曜日）から同年十月九日（水曜日）まで
- イ 女子
- 平成二十五年八月一日（木曜日）から同年九月六日（金曜日）まで

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十五
 第一項第五号 年六月十日
 小金井市本町 延長
 三丁目二千五 五・四二
 百八十四番五、 幅員
 同番七、同番 四・〇〇
 八、同番十二 及び同番十三
 の各一部

●東京都告示第九百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘 人

変更に係る道路の種類
 変更年月日
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十五
 第一項第五号 年六月七日
 小金井市前原 延長
 町四丁目九百 三六・四七
 六十三番三か 幅員
 ら同番五まで 一・〇九
 の各一部

●東京都告示第九百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘 人

変更に係る道路の種類
 変更年月日
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十五
 第一項第五号 年六月七日
 小金井市前原 延長
 町四丁目九百 一四・一二
 六十三番七の 幅員
 一部 一・〇九

●東京都告示第九百五十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

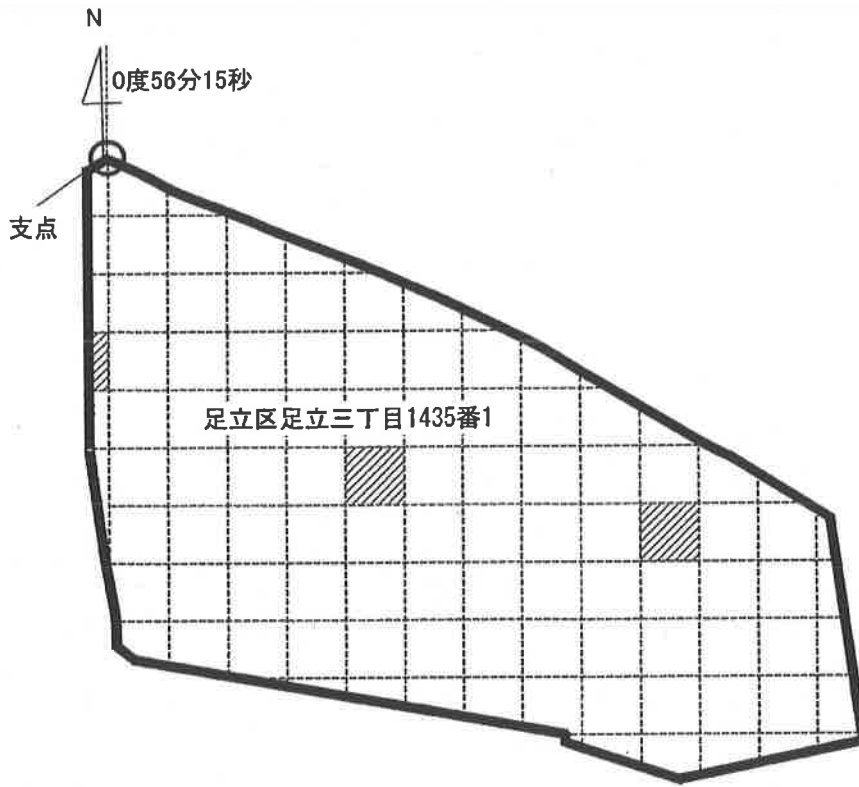
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区足立三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



<支點>
 支點は、足立区足立三丁目1435番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 0度56分15秒
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区加賀二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都公報

発行 東京都

目次

告 示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(一)
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………(一)
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………(一)
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………(一)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件)……………(一)
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………(一)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………(六)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同)……………(七)
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等(二件)……………(九)
- ………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………(九)

告 示(選)

- 政治団体の届出……………(四)
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………(五)
- 政治団体の解散の届出……………(九)
- 資金管理団体の指定の届出……………(一〇)
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(一一)

○資金管理団体の取消しの届出……………(三)

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(三)
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………(三)
- 市街地再開発組合の理事長の住所変更……………(五)
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………(五)

告 示

●東京都告示第千二百二十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年八月二十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

商 号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 フリーマート レーディ ング	代表取締役 風間 寿夫	中央区日本橋小伝馬町 十四番十号	(2)第八二六 五一号	平成二 十年十 二月十 九日
株式会社 アルテイ ストジャ パン	代表取締役 佐藤 豊	立川市柴崎 町二丁目五 番三号SO	(1)第九二六 三八号	平成二 十三年 一月二 十八日
株式会社 RAINIER	代表取締役 今福 秀治	港区虎ノ門 一丁目八番 二号	(2)第八四〇 三八号	平成二 十二年 一月二

●東京都告示第千二百二十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき大手町一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月二十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 施行者の氏名又は名称
有限会社大手町開発
事業施行期間
平成十八年十二月十三日から平成二十五年九月三十日まで
 - 二 施行地区
千代田区大手町一丁目地内
 - 三 第一種市街地再開発事業の名称
大手町一丁目地区第一種市街地再開発事業
 - 四 事務所所在地
千代田区丸の内二丁目二番三号
 - 五 施行認可の年月日
平成十八年十二月十三日
 - 六 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十五年八月二十八日
- 東京都告示第千二百二十五号
- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

●東京都告示第千二百三十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十八日

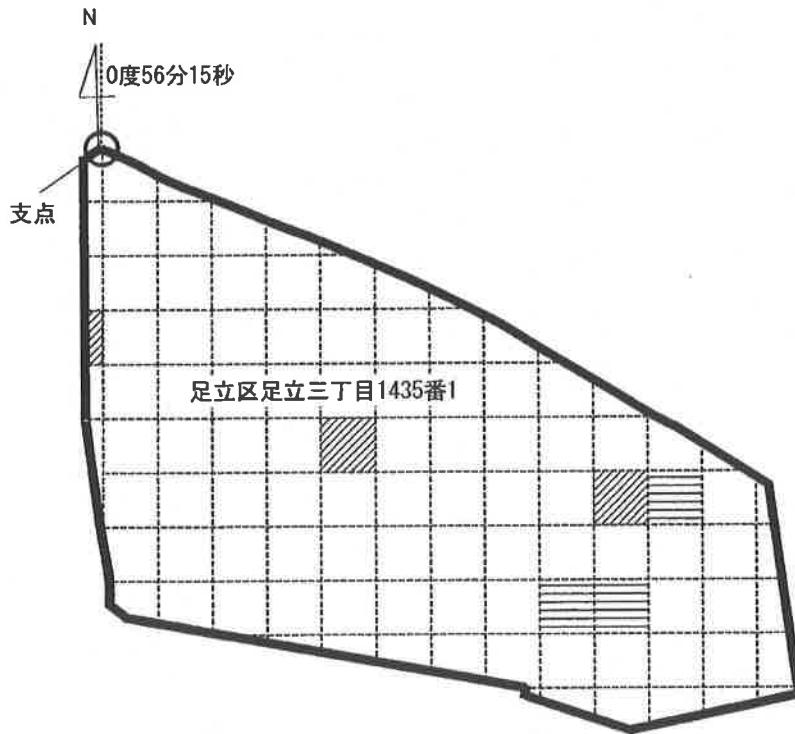
東京都知事 猪瀬直樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区足立三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支点>
支点は、足立区足立三丁目1435番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 0度56分15秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第953号により指定した区域)